第61回大阪市港湾審議会議事録

平成28年1月29日

大阪市港湾局

目 次

1.	開催日時	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
2.	開催場所	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
3.	審議会次第							•	•	•	•	•	•	•	•				•	•		1
4.	出席委員	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
5.	審議経過	•	•	•	•	•	٠	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
付属	資料 ••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
1.	諮問書						•	•	•	•	•		•	•	•				•		1	6
9	 竹 由 書																				1	7

1. 開催日時

平成28年1月29日 (金)

開会 15時00分

閉会 15時41分

2. 開催場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所 屋上階P1共通会議室

3. 審議会次第

- (1) 開会の辞
- (2)委員紹介
- (3)挨拶
- (4)会長の選出等会長の選出、会長職務代行者、専門部会委員・部会長の指名
- (5)議事

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について

(6) 閉会の辞

4. 出席委員

森 隆行 (流通科学大学教授)

今西 珠美 (流通科学大学教授)

安積 敏政 (甲南大学特任教授)

善本 かほり ((有) arec 代表取締役)

村井 康二 (神戸大学大学院准教授)

黒坂 則子 (同志社大学教授)

井上 欣三 (神戸大学名誉教授)

守島 正 (大阪市会建設消防委員長)

山本 長助 (大阪市会建設消防副委員長)

竹下 隆 (大阪市会建設消防副委員長)

川本 清 (公益社団法人大阪港振興協会会長)

柴山 恒晴 (大阪倉庫協会会長)

学頭 和也 (大阪船主会副会長)

溝江 輝美 (大阪港運協会会長)

小嶋 敏弘 (大阪港湾労働組合協議会議長)

遠藤 飾 (全日本海員組合大阪支部支部長)

北村 英一郎 (大阪府漁業協同組合連合会理事)

堀 眞琴 (大阪湾水先区水先人会会長)

代 山下 英一 (財務省大阪税関長 片山 一夫)

代 西村 尚己 (国土交通省近畿地方整備局長 山田 邦博)

代 前川 一郎 (国土交通省近畿運輸局長 天谷 直昭)

代 田口 康文 (大阪海上保安監部長 小島 良二)

代 中川 政博 (大阪府都市整備部長 吉村 庄平)

5. 審議経過

開会 15時00分

○髙橋総務担当課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第61回大阪市港湾審議会を始めます。大変お待たせいたしました。本日は御多忙の中、第61回大阪市港湾審議会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

私は本日の司会進行役を務めます港湾局総務部総務担当課長の髙橋でございます。どう ぞよろしくお願いいたします。恐縮ですが、以降は着席して進行いたします。

現在、委員総数28名中23名の御出席で、大阪市港湾審議会条例第5条に定める定足数に達しておりますので、ただいまから第61回大阪市港湾審議会を開催いたします。

本審議会は、大阪市港湾審議会公開基準に基づき、公開といたします。

傍聴、報道機関も含めました皆様にお願いがございます。携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないよう、御協力をお願いいたします。なお、審議の開始までは報道関係者のカメラ取材を認めましたことをあらかじめ御了承願います。

続きまして、本日の出席者でございますが、お配りしてます名簿に沿って、委員の皆様 を事務局より御紹介します。

なお、昨年8月の任期満了に伴う委員の改選により、学識経験者、市会議員として新た に7名の方々に御就任をいただいております。私から順に紹介いたしますので、どうぞよ ろしくお願いいたします。

流通科学大学教授、森隆行委員でございます。

- **〇森委員** 森でございます。よろしくお願いします。
- **〇髙橋総務担当課長** 流通科学大学教授、今西珠美委員でございます。
- **〇今西委員** 今西です。よろしくお願いいたします。
- **○髙橋総務担当課長** 京都大学大学院教授、神吉紀世子委員につきましては、本日は所用 により欠席となってございます。

甲南大学特任教授、安積敏政委員でございます。

- **〇安積委員** 安積でございます。どうぞよろしくお願いします。
- ○高橋総務担当課長 有限会社 a r e c 代表取締役、善本かほり委員でございます。
- **〇善本委員** 善本です。よろしくお願いいたします。
- **○高橋総務担当課長** 関西大学教授、高橋智幸委員につきましては、本日は所用により欠 席となってございます。

神戸大学大学院准教授、村井康二委員でございます。

- **〇村井委員** 村井でございます。よろしくお願いいたします。
- **○髙橋総務担当課長** 神戸大学大学院特命准教授、紅谷昇平委員につきましては、本日は 所用により欠席となってございます。

大阪市立大学大学院准教授、嘉名光市委員につきましては、本日は所用により欠席となってございます。

同志社大学教授、黒坂則子委員でございます。

- **○黒坂委員** 黒坂と申します。よろしくお願いいたします。
- **〇髙橋総務担当課長** 神戸大学名誉教授、井上欣三委員でございます。
- **〇井上委員** 井上でございます。どうぞよろしくお願いします。
- **〇髙橋総務担当課長** 大阪市会建設消防委員長、守島正委員でございます。
- **〇守島委員** よろしくお願いします。
- **○髙橋総務担当課長** 大阪市会建設消防副委員長、山本長助委員でございます。
- **〇山本委員** よろしくお願いします。
- **○髙橋総務担当課長** 大阪市会建設消防副委員長、竹下隆委員でございます。
- **〇竹下委員** 竹下です。よろしくお願いします。
- **〇髙橋総務担当課長** 公益社団法人大阪港振興協会会長、川本清委員でございます。
- **〇川本委員** 川本でございます。どうぞよろしくお願いします。
- **○髙橋総務担当課長** 大阪商工会議所専務理事、宮城勉委員につきましては、本日は所用 により欠席となってございます。

大阪倉庫協会会長、柴山恒晴委員でございます。

- **〇柴山委員** 柴山です。よろしくお願いします。
- **○髙橋総務担当課長** 大阪船主会副会長、学頭和也委員でございます。
- **〇学頭委員** 学頭です。よろしくお願いします。
- **〇髙橋総務担当課長** 大阪港運協会会長、溝江輝美委員でございます。

- **〇溝江委員** 溝江でございます。よろしくお願いします。
- **〇髙橋総務担当課長** 大阪港港湾労働組合協議会議長、小嶋敏弘委員でございます。
- **〇小嶋委員** 小嶋です。よろしくお願いします。
- **〇髙橋総務担当課長** 全日本海員組合大阪支部支部長、遠藤飾委員でございます。
- **○遠藤委員** 遠藤です。よろしくお願いします。
- **○髙橋総務担当課長** 大阪府漁業協同組合連合会理事、北村英一郎委員でございます。
- **〇北村委員** 北村です。よろしくお願いします。
- **〇髙橋総務担当課長** 大阪湾水先区水先人会会長、堀眞琴委員でございます。
- **〇堀委員** 堀です。よろしくお願いします。
- **○髙橋総務担当課長** 財務省大阪税関長、片山一夫委員の代理といたしまして、大阪税関 企画調整室課長補佐、山下英一様にご出席をいただいております。
- **〇山下企画調整室課長補佐** よろしくお願いします。
- **○髙橋総務担当課長** 国土交通省近畿地方整備局長、山田邦博委員の代理といたしまして、 近畿地方整備局大阪港湾空港整備事務所長、西村尚己様に御出席をいただいております。
- **〇西村大阪港湾空港整備事務所長** 西村と申します。よろしくお願いします。
- **〇髙橋総務担当課長** 国土交通省近畿運輸局長、天谷直昭委員の代理といたしまして、近 畿運輸局海事振興部長、前川一郎様に御出席をいただいております。
- **〇前川海事振興部長** 前川です。どうぞよろしくお願いします。
- **〇髙橋総務担当課長** 大阪海上保安監部長、小島良二委員の代理といたしまして、大阪海上保安監部次長、田口康文様に御出席をいただいております。
- **〇田口次長** 田口でございます。よろしくお願いします。
- **〇髙橋総務担当課長** 大阪湾都市整備部長、吉村庄平委員の代理といたしまして、大阪府 港湾局計画調整課長、中川政博様に御出席をいただいております。
- **〇中川計画調整課長** 中川でございます。よろしくお願い申し上げます。
- **〇髙橋総務担当課長** 委員の紹介は以上でございます。

次に、第61回大阪市港湾審議会の開催に当たり、大阪市港湾局長の徳平より挨拶を申 しあげます。

〇徳平港湾局長 港湾局長の徳平です。

本日は、皆様お忙しい中、第61回の大阪市港湾審議会に御出席賜りまして、まことに ありがとうございます。また、平素から本市港湾行政に格別の御理解と御協力を賜ってお りますことを改めてお礼申しあげます。

最近の大阪港の、物流を中心とした状況を申しあげますと、2015年(平成27年)の大阪港のコンテナ貨物取扱量は、最近の速報値で、対前年比約9%減の197万TEUとなりました。去年の217万TEUから約20万TEUの減少で、これまで順調にコンテナ貨物については港勢を伸ばしてきたところ、ここに至って減少傾向になりました。このことについては、皆様御承知のとおり、中国経済の減速、あるいは円安、それらに起因する東南アジア関連貿易量の減少等が大きな要因になっております。

御承知のとおり大阪港は、アジアを中心とした国との結びつきが強いことから、輸入中心の取り扱いになっており、それが直撃を受けた形になっております。少し輸入が減りますと、インベントリーの関係で輸出の空バンが減るという傾向にもなっております。このことからも、約20万TEUの減となっています。五大港の中では一番の減少率でして、大阪港とほぼ同じ性格の東京港でも減っていますが、大阪ほどの減りはありません。また、横浜港、神戸港も同じく減っていますが、やはり傾向は少ない形になっております。

その中でも少し明るい兆しがあるのは、実入りの輸出です。実入りの輸出は約2%の増になっています。円安とか、産業の国内回帰、生産額の増加などに起因して増えていますが、やはり全体的には輸入貨物の量が減っているのが大きな要因と思っております。大阪港としてはそれをどう克服していくのか、今後1年、大きな課題であると思っております。

コンテナに関しては、国際コンテナ戦略港湾の取り組みを進めており、夢洲C12の延伸工事、あるいは主航路の増深という、ハード整備は直轄工事により順調に推移しておりますし、この秋にはC12の延伸部分が概成すると聞いております。それにより、これまでよりもバースウィンドウに余裕が出てくる見込みですが、先ほど申し上げましたとおり貨物が減っていますので、そういう意味でも余裕があるのかなと思っております。

また、Cの1から4ではクレーンのリプレースを進めており、今年既に、Cの9番でのストラドルキャリアからトランステナーへの荷役方式の変更にも取りかかっており、この点についても能力アップが図れるものと思っております。

また物流以外では、クルーズ客船の誘致にも大阪港は取り組んでおり、2015年(平成27年)は21隻の入港がありました。2016年(平成28年)の予定では、今のところ約30隻の予約が入っているということで、中国を中心としたアジアクルーズの勢いを取り込み、インバウンドの増加に向けて取り組みたいと思っております。

そういう状況でありますが、大阪港が国際物流あるいは、サプライチェーンの中で占め

る役割は大きく、これまで以上に注力したいと思っております。

さて、本日の諮問内容は、「港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定について」でございます。通常、この案件については専門部会で取り扱っていただきますが、先ほども司会からあったとおり、今回は昨年8月の任期満了に伴う委員の改選後、最初の審議会でありますので、この機会にあわせて諮る形にした次第です。この後、会長職の御選任もありますので、よろしくお願いいたします。短い時間ですが、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

また10年に一度、改訂している港湾計画につきましても、今、作業を進めておりますが、平成29年は大阪港が開港して150年の記念の年になります。この年に合わせて大阪港港湾計画も改訂するべく作業を進めております。その中身につきましては、昨年の12月に、近畿地方整備局が中心となって取りまとめられた「湾構想」において、スマートベイ構想が打ち出されております。

この「湾構想」、あるいは大阪市と大阪府における港湾管理の一元化への取り組みや、大阪湾の各港湾管理者の連携も視野に入れながら、市民生活を支え、利用者にとって使いやすい港の実現を目指すべく、改訂計画の策定作業を進めています。当然、港湾審議会に諮った上で決定してまいりますが、諮問に至るまでの間も、折に触れて委員の皆様方には御意見、御指導を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開会の挨拶にいたします。本日はよろしくお願いいたします。

○髙橋総務担当課長 それでは、お配りしている資料の確認をいたします。

まず、次第です。大阪市港湾審議会委員名簿です。本日の座席表です。次に、右肩に「資料1」と書いてあります「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について(案)」です。同じく、資料2といたしまして、「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について(案)」の説明資料です。それから、参考資料といたしまして、「港湾環境整備負担金制度について」「大阪市港湾審議会条例」「大阪市港湾審議会運営要綱」です。さらに、パンフレット「PORT OF OSAKA」及び「大阪港案内」です。

資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、次第に沿って進めますが、審議に入る前に、大阪市港湾審議会条例第4条第 1項の規定により、本審議会の会長の選任を委員の互選により行いたいと思います。いか が取り計らいましょうか。 ○安積委員 会長につきましては、大変御苦労でございますが、流通科学大学教授の森委員によろしくお願いしたいと考えています。皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○髙橋総務担当課長 ありがとうございます。

御異議が無いようですので、流通科学大学教授の森委員に会長にご就任いただくことと します。

それでは、森会長に以後の議事進行をお願いいたします。

○森会長 今回新たに会長を務めることになりました森でございます。この審議会が実り 多いものとなりますよう努力する所存でございますので、皆様方の御協力を賜りますよう お願い申しあげます。

それではまず、大阪市港湾審議会条例第4条第3項の規定に従い、会長職務代行者には、 公益社団法人大阪港振興協会会長の川本委員を指名します。

次に、大阪市港湾審議会条例第6条第2項、第3項に従いまして、専門部会の委員及び 部会長を指名します。

専門部会委員には、大阪倉庫協会会長、柴山委員、大阪船主会副会長、学頭委員、大阪港運協会会長、溝江委員、大阪税関長、片山委員、近畿地方整備局長、山田委員、近畿運輸局長、天谷委員、大阪海上保安監部長、小島委員、大阪府都市整備部長、吉村委員、部会長は、学頭委員を指名します。

議案の審議に入る前に、本審議会運営要綱第8条の規定により、本日の議事録署名者を 学頭委員と天谷委員代理出席の前川様にお願いしたいと思います。

それでは、このたび港湾法第43条の5第2項及び大阪市港湾環境整備負担金条例第9条第2号に基づき、平成28年1月5日付で港湾管理者の長たる大阪市長より諮問されました「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」について、議事に入りたいと思います。まず、港湾管理者より説明をお願いします。

○植村環境整備担当課長 大阪市港湾局計画整備部環境整備担当課長、植村と申します。 よろしくお願いします。着席して説明いたします。

お手元の資料、右上に資料2と書いてあります説明資料に基づき、負担対象工事の指定 について説明したいと思います。また、前方のスライドでも参照できるようにしておりま すので、資料2または前のスライドを見ながらお聞きいただきたいと思います。

それでは、本制度の概要から御説明します。資料2の1ページをお開きください。

この港湾環境整備負担金制度は、港湾管理者が実施する港湾の環境整備及び保全に資する港湾工事について、その費用の一部を臨港地区及び港湾区域内に立地する工場、事業場、ただし、敷地面積が1万平方メートル以上を有する事業者に御負担いただくというもので、昭和48年の港湾法改正により創設された制度でございます。

大阪市では、この制度の基本となる事項につきまして、昭和55年1月の第6回大阪市 港湾審議会の答申を得た後、昭和55年4月1日より大阪市港湾環境整備負担金条例を施 行し、昭和56年度より事業者に御負担いただいています。

次に、(1)負担対象工事ですが、この制度では、陸域を対象とした緑地・海浜等の港湾環境整備施設の建設・改良工事及び維持工事、また、水域を対象としました公害汚泥浚渫などの工事、さらには、漂流物・沈廃船などの除去清掃工事を負担対象工事としております。

次に、(2)負担対象事業者でございますが、負担対象工事の完了日に臨港地区及び港湾 区域におきまして、工場、事業場などの敷地面積の合計が1万平方メートル以上である事 業者としております。

次に、資料の2ページをお開きください。

- (3) の負担割合でございますが、負担割合につきましては、港湾法により、2分の1 を原則としていますが、工事の種類、規模などを考慮して、条例に基づき、2分の1から 32分の1の範囲で定めております。
- 次に、(4)各事業者の負担額でございますが、負担対象事業者の負担額は、敷地面積割 合に応じるものとしております。
- 次に、(5)負担金の算定ですが、負担対象工事に要した費用の額に原則2分の1の割合を乗じて得た額に、負担区域内にある事業場等の全敷地面積等の合計に対する負担対象事業者の敷地面積の割合を乗じて算定した額になります。大まかには、下の段に示しております負担金の算定式をご参照願います。

次に、資料の3ページですが、(6)負担金の徴収です。こちらには港湾環境整備負担金の徴収までの手続を簡単に紹介しております。負担対象工事となります港湾工事が完了した後、市長が負担対象工事を指定いたしますが、大阪市港湾環境整備負担金条例により、あらかじめ大阪市港湾審議会の意見を聴取することになっております。港湾審議会での御審議、御答申をいただきました後、条例により負担対象工事指定の告示を行います。その後、負担対象事業者に対して負担金額の確定通知を行います。通知を受けた負担対象事業

者は、指定された期日までに負担金を納付することになります。これが港湾環境整備負担 金の徴収までの一連の事務手続でございます。

なお、お手元の参考資料「港湾環境整備負担金制度について」の4ページ以降に、この 大阪市港湾環境整備負担金条例及び施行規則並びに関連する港湾法の抜粋を掲載しており ますので、後ほど御参照いただければと存じます。

それでは、次の4ページ目ですが、諮問事項であります港湾環境整備負担金負担対象工事の指定につきまして御説明申しあげます。

上段の港湾審議会への諮問ですが、平成27年3月31日までに本市が実施した負担対 象工事の指定に当たり、負担金条例第9条第2号の規定に基づき、あらかじめ港湾審議会 の御意見を伺うものでございます。

次に、下段の諮問内容ですが、条例第2条第2項に規定されている負担対象工事の指定において告示する項目でございまして、工事の種類、工事の名称、工事が実施された場所、工事の完了した日、工事に要した費用、負担区域、負担割合、負担区域内の事業場敷地面積の合計の計8項目がございます。

次の5ページになりますが、一覧表の最上段に示しておりますものがこの8項目に該当いたします。この8項目につきまして、大阪市港湾審議会の御意見を伺うものでございます。また、一覧表の右側には参考として、事業場の敷地面積1平方メートル当たりの負担金単価と負担割合の軽減理由、そして最下段には、工事に要した総費用と負担対象事業者に負担していただく1平方メートル当たりの単価の合計を記載しております。

それでは、工事の種類ごとに順次御説明申しあげます。

まず、港湾環境整備施設の建設又は改良の工事ですが、平成26年度は工事実績がございませんでした。

次の段の港湾環境整備施設の維持工事ですが、工事の名称は臨港緑地の維持工事、具体的には、緑地施設の清掃、除草、剪定、巡回警備などの業務でございます。この工事が実施された具体的な場所は、資料の6ページにお示しする臨港緑地、緑道、コスモスクエア海浜緑地など計24カ所の維持工事でございます。また、7ページ以降には、工事の名称と工事に要した費用、実施された場所の詳細、緑地の状況を写した写真などを示しております。

5ページの一覧表に戻り、臨港緑地の維持工事につきましては、負担割合により、大阪 市此花区の舞洲緑道を含む舞洲緑地、同じく此花区の常吉西臨港緑地、住之江区のコスモ スクエア海浜緑地及び住之江区の野鳥園臨港緑地の計4カ所と、これら4カ所以外の臨港緑地の2つに大別されます。

上段の大阪市此花区、港区、大正区及び住之江区、すなわち下に示す舞洲、常吉西及びコスモ、野鳥園の4カ所以外の緑地の維持に要しました費用は1億3,102万9,000円でございます。負担区域は大阪港臨港地区で、負担割合は2分の1、負担区域内の事業場等敷地面積の合計は1,552万3,000平方メートルでございます。また、1平方メートル当たりの単価は4円22銭となります。

下段の大阪市此花区(舞洲・常吉西)及び住之江区(コスモ・野鳥園)の維持に要しました費用は2億2,400万3,000円でございます。負担区域は大阪港臨港地区で、負担割合は、規模が大きく、広く市民、近隣の都市からも訪れる方々が利用されることを勘案して、16分の1としております。負担区域内の事業場等の敷地面積の合計は1,552万3,000平方メートルでございます。1平方メートル当たりの単価は90銭となります。

また、負担割合の考え方につきましては、お手元の参考資料「港湾環境整備負担金制度 について」の最終10ページに取りまとめておりますので、お開きいただきたいと存じま す。

その上段に、大阪市では、緑地の整備目的・性格・規模・利用状況等を考慮の上、港湾環境整備負担金条例施行規則第3条の規定に基づき、負担対象事業者に対し著しく過大な負担とならないよう、2分の1未満の負担割合を決めております。

分類につきましては、次に書かれている考え方で、関係者の御意見も伺いながら決めて います。

なお、前年度からの変更点は、これまで指定管理者制度を活用して大阪市が運営してまいりました此花区の大阪北港ョットハーバーが廃止されたことに伴い、その一部が6ページの6番にあります常吉西臨港緑地へと位置づけられております。また同様に、住之江区の大阪南港野鳥園も廃止され、24番の野鳥園臨港緑地へと位置づけられたことに伴い、これらの維持管理に係る経費を今回負担対象としております。

ただし、両緑地とも、依然として機能的には広く市外の人々の利用が見込まれる大規模な緑地であり、また、負担対象事業者に対し著しく過大な負担とならないことを勘案し、原則2分の1の負担割合を16分の1にしております。

もとの資料に戻り、以上が陸域の工事でございます。

次の2件が水域の工事となります。

資料2の5ページですが、3段目の港湾における汚泥、その他公害の原因となる物質排除その他の処理のための工事として、工事名称は公害汚泥排除工事でございます。

平成26年度につきましては、資料の6ページ目に示しております25番ですが、大正 内港の福町堀におきまして、底質汚染土の浚渫を実施したものでございます。負担割合は、 大阪港には多くの河川が流入していることから、公害汚泥沈殿の原因につきましては上流 に立地する事業者による影響も考えられるため、特例の措置といたしまして32分の1と し、負担対象事業者の方々には過大な負担とならないようにしております。

工事に要した費用は1億1,805万8,000円で、負担区域は大阪港港湾区域及び臨港地区、負担割合は32分の1、負担区域の事業場等敷地面積の合計は1,695万1,000平方メートルでございます。また、1平方メートル当たりの負担金単価は22銭となります。

最後に、4段目になりますが、漂流物の除去、その他清掃のための工事です。工事の名 称は港内清掃及び沈廃船処理工事でございます。

工事が実施された場所は大阪港港湾区域内で、工事に要した費用は3,290万円となっております。負担区域は大阪港港湾区域及び臨港地区で、負担割合は2分の1、負担区域内の事業場等敷地面積の合計は1,695万1,000平方メートルでございます。また、1平方メートル当たりの負担金単価は97銭となります。

さらに、下側の欄外には各項目の前年度との比較を記載しております。工事に要した費用の合計は5億599万円で、前年度と比べ、1億1,270万3,000円の増、1平方メートル当たりの単価の合計は6円31銭で、前年度と比べ、5銭の減、負担対象事業者数は138社で、前年度と比べ、増減なしとなっております。負担金徴収金額は約5,000万円と、前年度とおよそ同額の予定をしております。

なお、本制度発足以来、御負担いただく事業者の皆様方のご意見をいただくということで、平成27年12月9日に各業界の団体の代表者様には事前に御説明させていただいているところでございますが、今回の案件につきましては、皆様方にご理解いただいているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〇森会長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、この件につきまして1月22日に本審議会幹事会を開催しておりますので、その結果について、大阪市港湾局の藪内計画整備部長から報告をお願い

します。

○藪内計画整備部長 計画整備部長の藪内でございます。

去る1月22日、大阪市港湾局会議室におきまして、大阪市港湾審議会幹事会を開催しました。本日の審議会で御審議いただきます港湾環境整備負担金負担対象工事の指定の案は、原案どおり港湾審議会に上程することに差し支えないとの結論を得ておりますので、報告申しあげます。

以上です。

〇森会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの議案につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。どなたでも結構ですから、挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか。

では、私から1つだけ確認というか、簡単な質問です。5ページの一番下の欄外に負担金徴収額の5,000万円とありますが、これはどういう計算になるのでしょうか。上の表を全部足して5,000万円ということではないのですね。

- **○植村環境整備担当課長** 説明いたします。138社の事業者の皆様に御負担していただきますが、1社当たりいろいろ御負担していただきまして、その合計、各社さんに御負担いただく額の合計が約5,000万円になると想定しております。
- ○森会長 上の表を全部足した額ではないのですね。
- **○植村環境整備担当課長** 上の表、参考としまして一番右側に書いております1平米当たりの単価の合計が6.31円でございます。その6.31に、大まかには1万平方メートルの事業者であれば1万を掛けまして、6.31万円、約6万円が一番少ない額を納めていただく事業者になります。1万平方メートル以上の事業者もいろいろいらっしゃいますので、合計して、138社全て納めていただいた額が約5,000万円になろうということでございます。
- ○森会長 1万平方メートル以下だと負担する必要がないということですね。だから、必ずしも一致しないということですね。
- **〇植村環境整備担当課長** はい、そうでございます。
- **〇森会長** ありがとうございます。

ほかにどなたか御意見、御質問はございますか。

○北村委員 本題から少し外れるのかもしれませんが、工事名称について、港湾環境整備

の部分で汚泥などに関する工事名はある中で、港湾施設が整備されることによって閉鎖区域のような場所がかなりここにはあります。新島工事でも環境データがとられていますが、夏場は特に、極度の貧酸素になって、生物的にうまく生育できない環境になります。回遊魚は泳いでいくので問題はないのですが、底に生息するような生物にとっては貧酸素がすごく問題になってきます。今後また何かが対象になることがあれば、貧酸素や港内の水質改善について、考えてもらえたらと思います。

以上です。

- ○森会長 今のは御質問というよりも御意見というか、御要望でよろしいでしょうか。
- **〇北村委員** はい。
- ○森会長 では、そういう御要望があったということで、特に事務局から無ければ結構ですが。よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、特にほかに御意見、御質問が無いようですので、答申について諮ります。

本日の議案であります港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について、原案のとおり 適当であると答申することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○森会長 ありがとうございます。それでは、原案どおり適当であると答申することにいたします。

それでは、以上をもちまして本日の議事は終了します。進行を事務局にお返しします。

○髙橋総務担当課長 御審議ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第61回大阪市港湾審議会を終了いたします。

本日は御多忙のところ、御出席、御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

閉会 15時41分

大阪市港湾審議会 会長 森 隆行 印

大阪市港湾審議会 委員 学頭 和也 印

大阪市港湾審議会 委員 代 前川 一郎 印

1	ί.	属	箵	彩	1

1. 諮問書

大港湾第1633号 平成28年1月5日

大阪市港湾審議会 会長 様

大阪港港湾管理者 大阪市長 吉村 洋文

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について (諮問)

標題について、別紙議案のとおり定めたいので、港湾法第43条の5第2項及び大阪 市港湾環境整備負担金条例第9条第2号の規定により諮問します。

[※] 別紙 港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について (案) については省略

2. 答申書

大港湾審第3号 平成28年1月29日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市港湾審議会 会長 森 隆行

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について(答申)

平成28年1月5日付け大港湾第1633号により諮問のあった標題について審議した結果、「原案のとおり適当である」と答申します。